

宮城県男女共同参画基本計画 (第2次)

平成23年3月

宮 城 県

はじめに

宮城県では、すべての県民の人権が平等に保障され、男女が共に責任を分かち合う社会の構築を目指して、平成13年8月に宮城県男女共同参画推進条例を制定し、平成15年3月には平成22年度を目標年次とする「宮城県男女共同参画基本計画」を策定して、市町村や県民皆様との連携のもと、男女共同参画社会づくりへの取組を進めてまいりました。

この間、男女共同参画社会づくりへの取組は、着実に活発化し、広がりを見せてきました。しかし、その取組や成果は、必ずしも県内全域に浸透しているとは言い難く、男女共同参画社会の実現に向けて解決すべき課題も数多く残されており、施策の一層の推進及び強化を図り、その有効性をさらに向上させていく必要があります。

一方、少子高齢化、人口の減少が進行し、ライフスタイルや働き方も多様化しています。さらに、経済が長期的な低迷を続ける中、女性や若年層を中心に非正規就労者が増加し、貧困や格差が拡大しています。こうした社会経済情勢の急激な変化に伴う地域の課題を解決していくためにも、男女共同参画の視点が不可欠です。

こうした状況を踏まえ、県では、男女共同参画社会の実現の取組を、引き続き総合的かつ計画的に推進していくため、このたび「宮城県男女共同参画基本計画（第2次）」を策定いたしました。

第2次基本計画では、施策への理解を分かりやすくするため、社会全体、家庭、学校教育、職場、農林水産業・商工自営業、地域の6つの分野に分けた第1次基本計画を踏襲しつつ、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、取り組むべき課題を整理した上で、基本目標を定め、具体的な施策の方向と項目を掲げました。計画の推進にあたっては、引き続き市町村、県民の皆様、そして事業者、関係団体等と緊密な連携を図りながら、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に推進してまいります。

最後になりましたが、第2次基本計画の策定にあたりまして、多大な御協力をいただいた宮城県男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、貴重な御意見や御提案をいただいた県民の皆様に心より感謝申し上げますとともに、今後とも、男女共同参画社会の実現に向けて、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

平成23年3月

宮城県知事 村井 嘉浩

目 次

第1章 基本的な考え方

1 基本計画策定の趣旨	1
2 基本計画の期間	1
3 基本計画の内容	1
4 基本計画への取組	1
5 基本計画の推進	1
6 基本計画の構成	2
7 基本計画の体系	3

第2章 県の現状

1 少子・高齢化の進展及び人口の減少	4
2 家族形態・ライフスタイルの多様化	6
3 就業形態の変化	8

第3章 男女共同参画の推進に関する施策

1 社会全体における男女共同参画の実現	10
－ 男女共同参画社会へのシステム・チェンジ －	
2 家庭における男女共同参画の実現	13
－ 幸せの原点を共に築く －	
3 学校教育における男女共同参画の実現	16
－ 共生及び自立の心を育む －	
4 職場における男女共同参画の実現	18
－ 女性の活躍は企業の誇り －	
5 農林水産業・商工自営業における男女共同参画の実現	21
－ 共に働き、輝きある暮らし －	
6 地域における男女共同参画の実現	23
－ 安心して住み続けることができる社会へ －	

第4章 推進体制

■男女共同参画の指標	26
------------	----

参考資料

I 宮城県男女共同参画審議会委員名簿	29
II 宮城県男女共同参画基本計画（第2次）の策定経緯	30
III 男女共同参画に関する国内外の動き	31
IV 宮城県男女共同参画推進条例	37
V 男女共同参画社会基本法	43

第1章 基本的な考え方

1 基本計画策定の趣旨

平成13年8月1日から、宮城県男女共同参画推進条例（平成13年宮城県条例第33号。以下「条例」という。）が施行されました。条例は、**すべての県民の人権が平等に保障され、男女が共に責任を分かち合う社会を構築していくため、男女共同参画社会の早期実現を目指すことを決意して制定されたものです。**

条例の規定に基づき、平成15年3月には「宮城県男女共同参画基本計画」（以下「第1次基本計画」という。）を策定し、平成22年度を目標年次として男女共同参画の推進に関する施策を推進してきました。

この間、男女共同参画社会の実現の取組は徐々に活発化し、広がりを見せてはいるものの、必ずしも県内全域に十分に浸透しているとは言い難く、男女共同参画社会の実現に向けては、なお解決すべき課題が数多くあります。

このため、男女共同参画基本計画（第2次）（以下「基本計画」という。）を策定し、今後とも引き続き男女共同参画社会の実現の取組を総合的かつ計画的に推進していくものです。

なお、基本計画は、平成11年6月23日から施行された男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項の規定により都道府県が定めなければならないこととされている都道府県男女共同参画計画でもあります。

2 基本計画の期間

県政運営の基本的な指針である「宮城の将来ビジョン」との一体性を持たせるため、平成23年度から平成28年度までの6年間としました。

3 基本計画の内容

条例第7条第2項の規定により、以下の事項について定めます。

- ① 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- ② (1)のほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

4 基本計画への取組

基本計画においては、県の現状及び課題を明らかにし、基本目標を定め、及び数値目標を掲げて、男女共同参画の推進に関する施策の推進に取り組んでいくこととします。また、条例第16条の規定により、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、公表します。

5 基本計画の推進

社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進していくために、県のすべての事業について、男女共同参画の視点に配慮することを推進します。また、市町村、県民、事業者及びNPO等各種団体の理解と協力を得るとともに、家庭、職場、地域における県民及び事業者の自主的な活動及び男女共同参画社会の実現の取組への積極的な参加を働きかけます。

6 基本計画の構成

第1章においては基本計画の基本的な考え方を、第2章においては県の現状を、第3章においては男女共同参画の推進に関する施策を、第4章においては基本計画の推進体制を示しました。

男女共同参画の推進に関する施策をより分かりやすくするため、社会全体、家庭、学校教育、職場、農林水産業・商工自営業及び地域の6つの分野に分け、これらの分野ごとに現状及び課題を分析し、目指すべき目標を掲げ、並びに具体的な施策を示しました。

男女共同参画の推進に関する施策は、分野ごとにそれぞれ単独で完結するものではなく、相互に関連し合い、男女共同参画社会の実現に影響を与えるものです。分野により個々の施策が重複しますが、なるべく再掲は避けています。

7 基本計画の体系

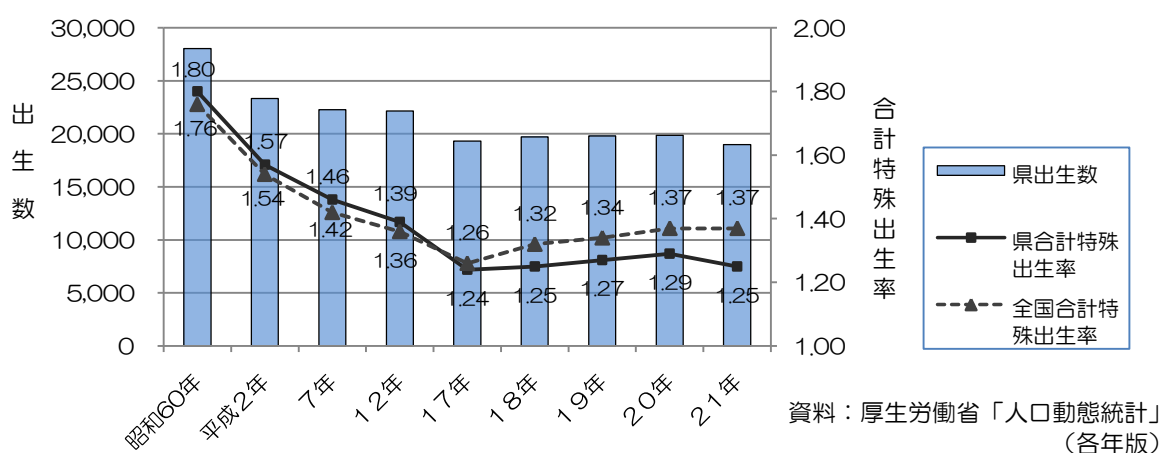
基 本 目 標	
施 策 の 方 向	
1 社会全体における男女共同参画の実現 ー男女共同参画社会へのシステム・チェンジャー	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進
	(2) 男女共同参画に関する普及啓発活動の充実
	(3) 男性及び若い世代に向けた普及啓発
	(4) 女性に対する暴力の根絶
	(5) 調査・研究及び情報の収集・提供の充実
2 家庭における男女共同参画の実現 ー幸せの原点を共に築くー	(1) 共に築く家庭生活への支援
	(2) 育児及び介護に関する社会的支援の充実
	(3) 配偶者間暴力（DV）の根絶
	(4) 生涯を通じた心と体の健康づくりへの支援
3 学校教育における男女共同参画の実現 ー共生及び自立の心を育むー	(1) 男女共同参画に関する理解の促進
	(2) キャリア形成を支援する情報提供・意識の啓発
	(3) 健康のための教育の推進
4 職場における男女共同参画の実現 ー女性の活躍は企業の誇りー	(1) 職場における均等な機会及び待遇の確保並びに女性の参画の促進
	(2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
	(3) 職業能力開発の支援
5 農林水産業・商工自営業における男女共同参画の実現 ー共に働き、輝きある暮らしー	(1) 経営への女性の参画促進
	(2) 起業支援
6 地域における男女共同参画の実現 ー安心して住み続けることができる社会へー	(1) 市町村における男女共同参画の推進の支援
	(2) 地域活動における男女共同参画の促進
	(3) 高齢者、障害者、単身者等の自立支援
	(4) 国際的な視野及び「多文化共生」の視点の確立

第2章 県の現状

1 少子・高齢化の進展及び人口の減少

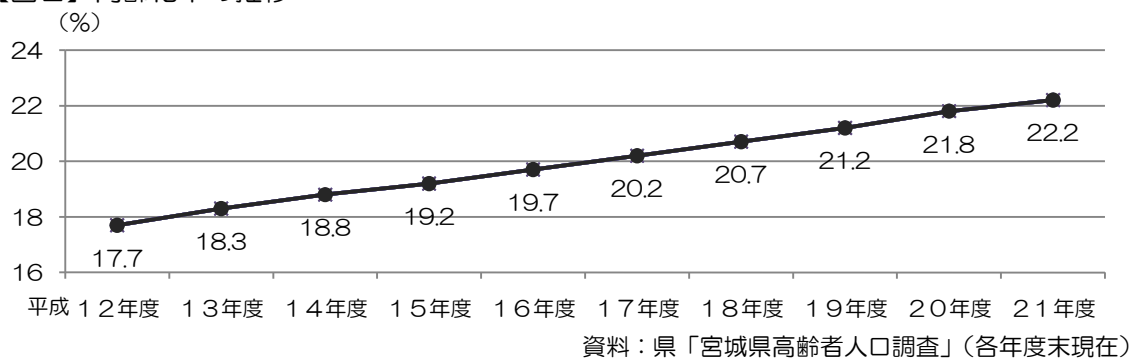
少子化の進展の状況を知るための重要な指標である合計特殊出生率^{※1}について、県では、昭和58年から低下する傾向にあり、平成16年及び平成17年には、それまでで最低の1.24となりました。平成18年から平成20年にかけては上昇したものの、平成21年には1.25と再び低下し、日本が長期的に人口を維持するために必要といわれている2.07を大きく下回り、平成14年以降は全国平均をも下回る状況が続いています。また、今後の合計特殊出生率に影響を与える婚姻件数及び婚姻率も横ばいから減少又は低下の傾向にあります。

【図1】出生数及び合計特殊出生率の推移



一方、宮城県高齢者人口調査によると、県における65歳以上の高齢者の割合を示す高齢化率は、平成17年に20%を超え、県民の5人に1人以上が高齢者となり、平成22年3月末現在では22.2%となっています。県の高齢化率の平均を下回っているのは仙台都市圏（19.2%）のみであり、栗原圏（31.8%）及び気仙沼・本吉圏（30.0%）では30%以上となっていることから、主に郡部を中心に高齢化が急速に進んでいるといえます。また、高齢者の人口に占める「在宅の一人暮らし高齢者」の割合も15.0%と年々増加しています。

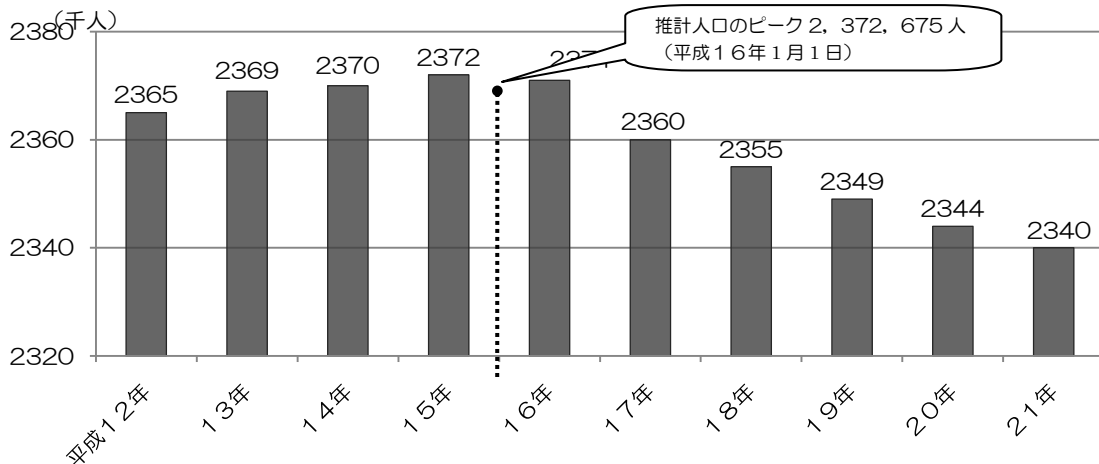
【図2】高齢化率の推移



※1 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が生涯に何人の子どもを生むかを示す仮定値

合計特殊出生率の低下及び高齢化の進展を受け、年少人口（15歳未満）の構成比率は年々低下する一方において、老年人口（65歳以上）の構成比率は年々上昇しているため、生産年齢人口（15歳から64歳まで）の構成比率は低下する傾向にあります。また、県の人口を各月1日現在の推計人口^{※2}の推移でみると、平成16年1月1日現在の237万2,675人をピークに減少する傾向となっており、平成21年10月1日現在では234万2,900人となっています。平成12年から社会増減（転入者数－転出者数）の減少に加え、平成17年からは自然増減（出生者数－死亡者数）も減少に転じたため、一層の人口減少が進行しています。

【図3】県の人口の推移（平成12・17年国勢調査、宮城県推計人口）



資料：総務省「国勢調査」、宮城県「宮城県推計人口」（各年10月1日現在）

県の人口における男性と女性の割合は、全体では女性が51.5%となっていますが、年少人口及び生産年齢人口では男性の比率が高くなっているのに対し、女性の平均寿命が男性に比較して長いことから、老年人口では女性の比率が高くなっています。

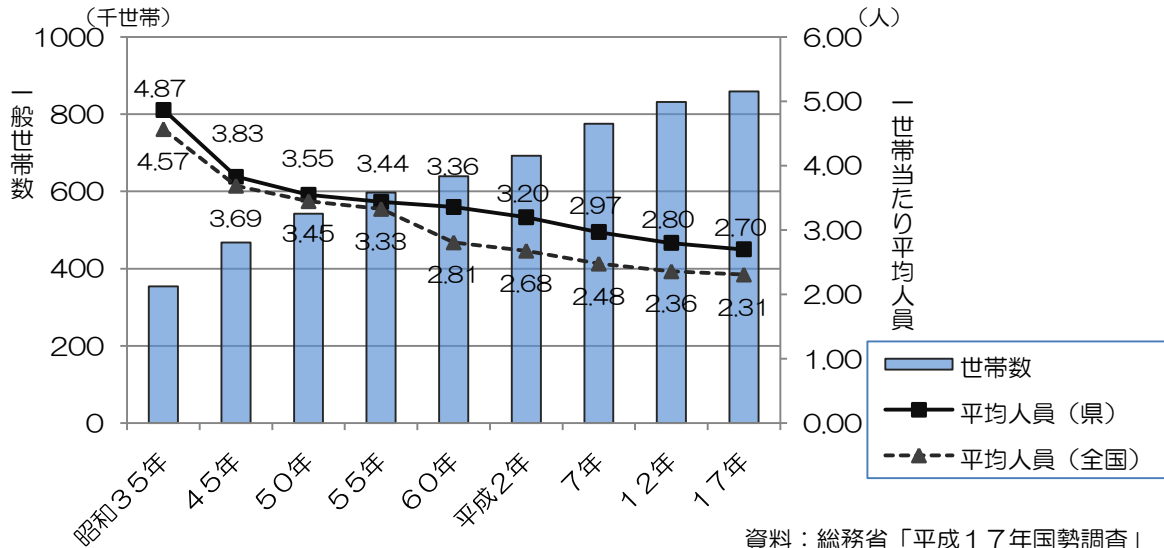
このような状況は、県における消費活動の低下及び労働力の減少をもたらすとともに、経済活動の内容及び産業の構成にも大きな影響を及ぼすことが予想されます。

※2 推計人口：国勢調査の人口を基礎として住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）及び外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定に基づく届出又は登録があった出生、死亡、転入、転出等の件数を加減して算出した人口

2 家族形態・ライフスタイルの多様化

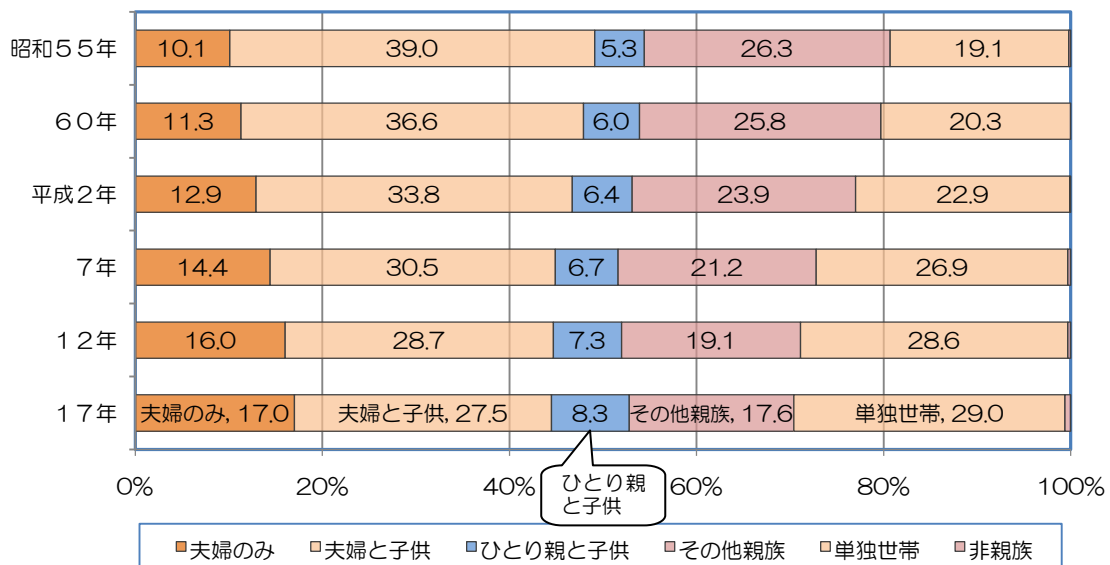
平成17年国勢調査によると、県の一般世帯数^{※3}は85万8,628世帯であり、平成12年と比較して2万6,959世帯、3.2%増加している一方、一世帯当たりの平均人員は2.70人であり、平成7年の2.97人、平成12年の2.80人から減少を続けています。

【図4】一般世帯数及び1世帯当たり平均人員の推移



世帯の規模としては、1人から3人までの世帯が増加する傾向にあるのに対し、4人以上の世帯は減少しています。昭和55年から平成17年までの家族類型別一般世帯割合の推移をみると、「単独世帯」、「夫婦のみ」の世帯及び「ひとり親と子供」の世帯の割合が上昇する一方、「夫婦と子供」の世帯は低下する傾向にあります。

【図5】家族類型別一般世帯割合の推移（昭和55年～平成17年）



※3 一般世帯数：世帯総数から、寮・寄宿舍、病院・療養所、社会施設等の施設等世帯数を除いたもの
65歳以上の「高齢単身世帯」は5万323世帯であり、平成12年と比較して、1万

2, 544世帯(33.2%)増加しており、夫65歳以上・妻60歳以上の「高齢夫婦世帯」は6万5,436世帯であり、1万2,060世帯(22.6%)増加しており、「高齢単身・高齢夫婦世帯」が一般世帯全体の13.5%を占めています。また、一般世帯の中で、夫と妻のいる51万6,442世帯のうち、夫婦ともに就業している「共働き世帯」は23万3,189世帯で、共働き率は45.1%です。共働き率は、平成12年の46.9%から減少していますが、全国の平均(44.4%)を上回っています。

平均初婚年齢は、平成15年の男性29.0歳、女性27.1歳から、平成21年には男性30.0歳、女性28.3歳と晩婚化が進んでおり、未婚率も、男女とも各年齢階層で上昇する傾向が続いています。

【表1】平均初婚年齢の推移

(単位:歳)

		平成15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
男性	宮城県	29.0	29.2	29.5	29.5	29.7	30.1	30.0
	全国	29.4	29.6	29.8	30.0	30.1	30.2	30.4
女性	宮城県	27.1	27.3	27.5	27.7	27.8	28.1	28.3
	全国	27.6	27.8	28.0	28.2	28.3	28.5	28.6

資料：厚生労働省「人口動態統計」(各年版)

【表2】未婚率の推移

(単位:%)

	男性		女性	
	25~29歳	30~34歳	25~29歳	30~34歳
平成7年	64.3(66.9)	36.4(37.3)	46.6(48.0)	18.6(19.7)
平成12年	66.7(69.3)	41.6(42.9)	52.6(54.0)	26.1(26.6)
平成17年	67.4(71.4)	45.1(47.1)	56.6(59.0)	31.3(32.0)

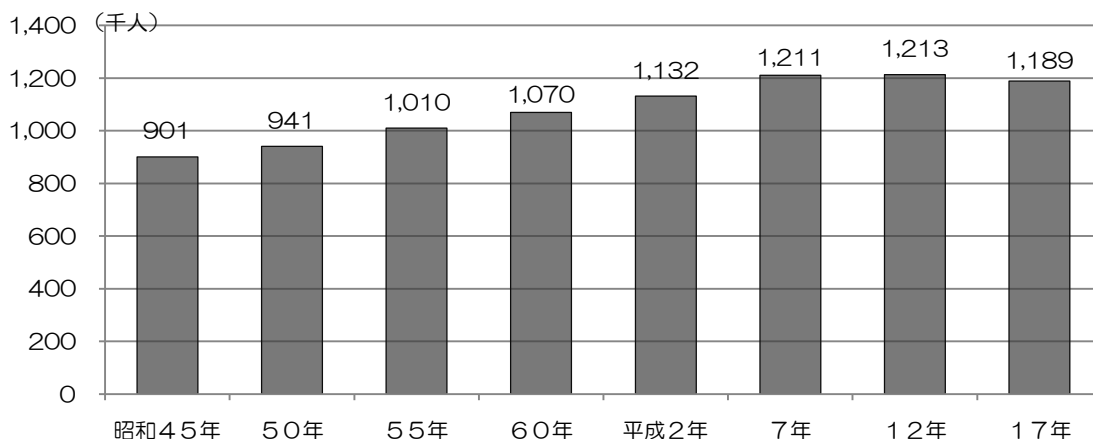
※各欄の数値は県の数値であり、()内は全国の数値である。

資料：総務省「国勢調査」(各年版)

3 就業形態の変化

平成17年国勢調査における県の15歳以上人口の労働力人口の推移についてみると、労働力人口は118万9,491人であり、男女別の内訳は、男性69万7,901人、女性49万1,590人となっています。労働力人口は、平成12年国勢調査の結果（121万2,783人）から2万3,292人減少していますが、平成17年国勢調査において、大正9年の国勢調査開始以来、初めて前回の調査における労働力人口を下回りました。労働力人口の減少率は1.9%であり、総人口の減少率（0.2%）を上回っています。

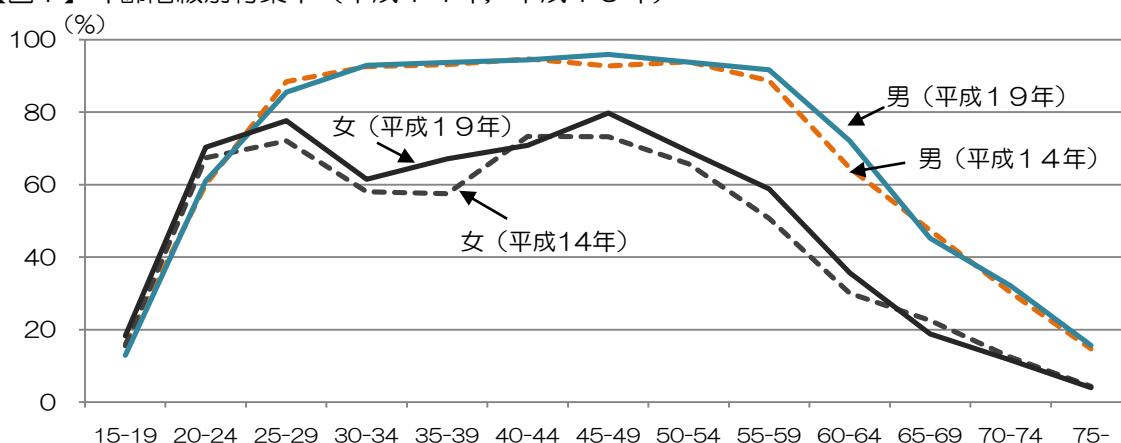
【図6】労働力人口の推移（昭和45～平成17年）



資料：総務省「国勢調査」（各年版）

平成19年の「就業構造基本調査」によると、県の有業率（「15歳以上人口」に占める有業者^{※4}の割合）は、男性70.0%、女性47.8%となっています。年齢階級別にみると、過去と同様に、男性は30歳から59歳までがほぼ一定となる台形型を、女性は15歳から29歳までは上昇して30歳から34歳までが谷となり、再び上昇するいわゆるM字型を示しているものの、女性では20歳から39歳まで及び45歳以上で有業率が増加し、M字カーブは緩やかになってきています。また、被雇用者のうち、正規就業者（役員を除く。）

【図7】年齢階級別有業率（平成14年，平成19年）

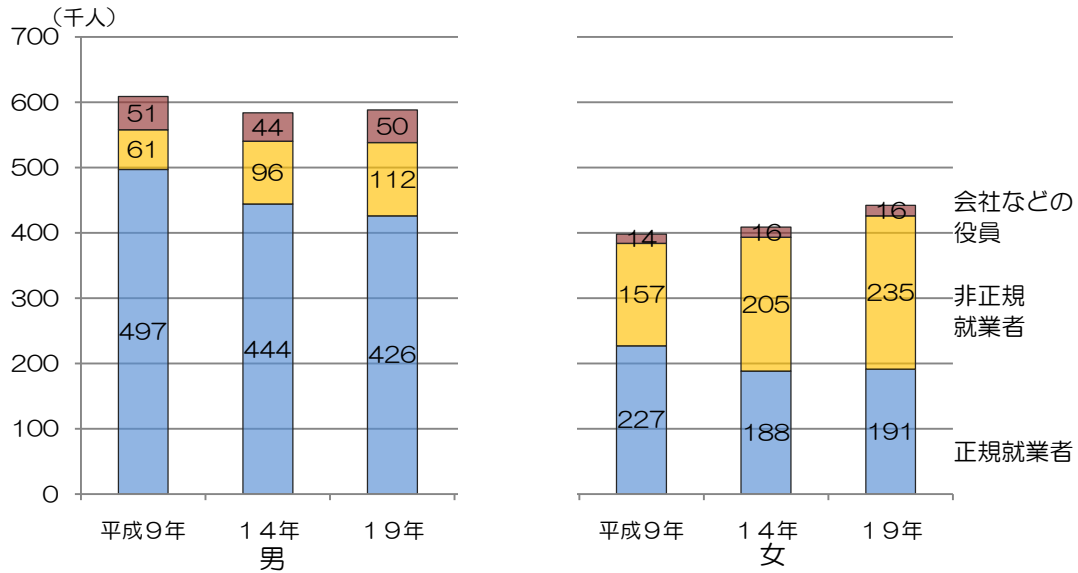


資料：総務省「平成19年就業構造基本調査」

※4 有業者：ふだん収入を得ることを目的として仕事をしており、調査日以降もしていくことになっている者及び仕事は持っているが現在は休んでいる者の割合は低下を続け、平成19年は59.9%であり、初めて6割を切りました。一方、「パ

ート・アルバイト」、「契約社員・嘱託」など非正規就業者の割合は上昇を続け、平成14年には30.3%と被雇用者全体の3割を超え、平成19年には33.7%となっています。特に、女性では、非正規就業者の割合が53.2%と被雇用者の半数を超えており、男性（19.0%）と比較して、非常に高くなっています。

【図8】雇用形態の男女の推移（平成9～19年）



資料：総務省「平成19年就業構造基本調査」

第3章 男女共同参画の推進に関する施策

1 社会全体における男女共同参画の実現 — 男女共同参画社会へのシステム・チェンジ —

(1) 現状及び課題

第1次基本計画における関連指標の状況

項 目	第1次基本計画策 定時（平成14年）	現況値（平成22年 4月1日現在）	目標・予測指標 （平成22年度）
県の審議会等委員における女性の割合	27.7%	33.9%	40%
市町村の審議会等委員における女性の 割合	17.1%	23.3%	30%
男女共同参画に関わる講座・イベントの 開催市町村の割合	38% （平成13年度）	62.9%	100%

(参考指標)

項 目	第1次基本計画策定時 （平成14年）	現 況 値 （平成22年4月1日現在）
男女の平等感 （「社会全体における男女の地位は平等か」）	男性 25.7% 女性 14.4% （全国数値）	男性 29.2% 女性 18.0% （平成21年全国数値）
県の管理職に占める女性の割合（知事部局）	1.9%	4.0%
市町村の管理職に占める女性の割合	6.5%	13.9%
小学校・中学校・高校の管理職に占める 女性の割合	公立小学校 13.7% 公立中学校 5.9% 県立高校 3.2% （養護学校を含む。）	公立小学校 15.7% 公立中学校 8.8% 県立高校 6.3% （特別支援学校を含む。）

イ 政策・方針決定過程への女性の参画は、着実に進みつつありますが、まだまだ不十分であり、今後とも各分野で積極的に参画を進めていく必要があります。

ロ 男女共同参画に関する講座・イベントを開催する市町村は増加していますが、県内全域には及んでおらず、地域による偏りがみられます。全般的に男女共同参画に関する広報活動が不足しており、県民が気軽に参加できるよう広報活動及び普及啓発事業の促進が求められます。

ハ 今後必要性が高まる介護制度に関する意識及びセクシュアル・ハラスメントに関する認識が低いなど、一層の普及啓発が必要な分野がみられることから、引き続き、あらゆる世代を対象に相談事業、セミナーなど啓発事業を実施していくことが求められます。

ニ あらゆる年齢の県民が、性別、職業の有無等にかかわらず、男女共同参画をそれぞれの身近な問題としてとらえられるよう、ポイント及びターゲットを絞った啓発活動を実施していくことも必要であり、特に、男性及び未来を担う若い世代に向けた積極的なアプロー

手を工夫する必要があります。

ホ 県における配偶者間暴力（DV）及びストーカーに関する相談件数は増加する傾向にあり、被害者及び関係者の生命に関わる事件も発生しています。また、強姦、強制わいせつなど性犯罪についても、全国的には認知件数が減少する傾向にあるのに対し、県では増減を繰り返している状況にあります。これらの事件の被害者の多くは女性であり、効果的な対策が望まれています。

（２）基本目標

政策・方針決定過程への女性の参画は、男女共同参画社会の実現の基礎となるものであり、あらゆる分野において女性の意見及び考えを反映させることができるよう、女性の参画を拡大し、男女平等・男女共同参画の視点に立った社会組織・制度を作ります。また、男女を問わず、あらゆる年代の県民が男女共同参画をそれぞれの身近な問題として認識するよう、特に、男性、若い世代等の啓発を意識した効果的な普及啓発活動を広く推進するとともに、配偶者間暴力（DV）、性犯罪などあらゆる暴力の根絶に向けて、意識啓発及び発生防止対策を推進します。

（３）男女共同参画の推進に関する施策の方向

イ 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

社会の構成員の半数を占める女性の意思及び意見を公正に反映させるため、及び社会・組織の今後の活性化には、女性の多様な視点及び様々な能力の活用が欠かせないため、県、市町村等の審議会委員等への登用及び政策・方針決定過程への女性の参画を引き続き推進していくとともに、事業者等に対しても、情報提供等により、管理職・役員における女性の登用の重要性及び必要性の理解の促進を図ります。

県の職員については、平等な取扱い及び実績主義を前提としつつ、係長級以上に占める女性職員の割合を平成32年度までに22%以上とするよう意欲及び能力のある女性職員の積極的な登用に努めます。

施 策 の 項 目
1 県の審議会等委員及び管理職への女性登用の推進
2 市町村の審議会等委員及び管理職への女性登用の拡大の働きかけ
3 女性の参画・登用に関する事業者、団体等に対する働きかけ・情報提供

ロ 男女共同参画に関する普及啓発活動の充実

あらゆる世代の人々が、子育て、介護、セクシュアル・ハラスメントなど、それぞれの身近で切実な問題を切り口として、男女共同参画の重要性について認識を深めることができるよう、市町村、関係団体等と連携し、幅広く、かつ、分かりやすい普及啓発活動を実施します。

施 策 の 項 目
4 男女共同参画に関する普及啓発事業の実施
5 市町村、団体等の男女共同参画関連事業の開催の支援

ハ 男性及び若い世代に向けた普及啓発

長時間労働、介護等の問題に直面する男性が働き方の見直し及び家庭・地域社会への参画を意識するようになるため、及び未来を担う若い世代が社会情勢を認識して、結婚、出産等を見据えた自身のキャリア形成をすることができるようになるため、男女共同参画の意義及び重要性についての効果的な普及啓発活動に努めます。

施 策 の 項 目
6 男性及び若い世代を対象とした広報・啓発事業の実施
7 男性に対する育児・介護等に関する情報及び学習機会の提供

ニ 女性に対する暴力の根絶

配偶者間暴力（DV）、ストーカー、性犯罪など暴力は、人権の重大な侵害であり、女性の心身を著しく傷付けるものであることから、これらの暴力を容認しないという社会的認識の醸成、これらの暴力の発生を防ぐための環境づくり及び被害者支援の取組を強化します。

施 策 の 項 目
8 暴力を根絶し、発生を防ぐための意識啓発
9 関係機関による取組及び関係機関の連携の強化
10 性犯罪等被害者の支援及び情報提供

ホ 調査・研究及び情報の収集・提供の充実

男女共同参画に関する意識調査の実施、関係情報の収集等により、問題点及び課題を把握し、男女共同参画の推進に関する施策に反映させるとともに、年次報告及び各種関連情報をインターネット等により、適時に、広く県民に提供していきます。

施 策 の 項 目
11 県民の意識及び実態の調査並びに関係情報の収集
12 各種メディアを活用した情報及び事例の提供

2 家庭における男女共同参画の実現 — 幸せの原点を共に築く —

(1) 現状及び課題

第1次基本計画における関連指標の状況

項 目	第1次基本計画策 定時(平成14年)	現 況 値 (平成21年度)	目標・予測指標 (平成22年度)
一時保育の実施箇所	16箇所	43箇所	70箇所
延長保育の実施箇所	80箇所	132箇所	200箇所 (平成17年度#)
休日保育等の実施箇所	なし	2箇所	市町村の実情に応 じて推進
乳児保育等の実施箇所	50箇所	167箇所	200箇所 (平成17年度#)
地域子育て支援センター設置数	34箇所	68箇所	70箇所

注1) 上記数値は、仙台市以外の地域を対象とした数値

注2) #は、「みやぎ子どもの幸福計画」(平成10年3月策定)及び「みやぎの福祉・夢プラン」(平成9年9月策定、平成14年3月中間見直し)で定めた平成17年度の整備目標値

(参考指標)

項 目	第1次基本計画策定時 (平成13年)	現況値 (平成18年度)
家事・介護・看護・育児に係る生活時間	男性有業 17分	男性有業 18分
	男性無業 33分	男性無業 42分
	女性有業 2時間 5分	女性有業 2時間 18分
	女性無業 3時間 44分	女性無業 3時間 33分

イ いわゆる共働きの世帯が増加する中、男女が協力しながら家庭生活の責任を担うという意識の醸成に向けて啓発事業を実施していますが、依然として、家庭生活において家事、介護、看護及び育児(以下「家事等」という。)に要する時間には、男女間で開きがあり、より多くの家事等を女性が担っています。

ロ 男女共同参画を推進するためには、家庭内での理解が深まる必要があります。お互いの気持ちを伝え合い、家庭内でのコミュニケーションを深められる環境づくりをサポートする体制が求められています。

ハ 配偶者間暴力(DV)に関する県への相談件数は、増加する傾向にあります。近年は、いわゆるデートDV(交際相手からの暴力)も社会的に問題となっています。配偶者間暴力(DV)は犯罪であるという認識を広めるとともに、被害が潜在化しないよう被害者が相談しやすい体制づくりを進めることが必要です。また、心身を傷付けられた被害者の立場に立った支援策が求められています。

ニ 女性が安心して安全に妊娠・出産することができ、かつ、男女が共に生涯を健やかに過ごせるよう、生涯を通じた心と体の健康づくりの理解の促進及び支援が求められています。

(2) 基本目標

男女共同参画の推進の基礎は家庭であり、家庭内での相互理解及びコミュニケーションを深めるとともに、人権を互いに尊重するという意識の啓発に努めます。また、互いに協力し合って家事等を行うことのできる環境の整備及び育児・介護を支えるための多様で質の高い社会的支援体制を整備します。

(3) 男女共同参画の推進に関する施策の方向

イ 共に築く家庭生活への支援

家族が、コミュニケーションを図ることにより、互いに理解を深め、協力し合いながら、家事等についてそれぞれの責任を担っていくことができるよう、意識の啓発を行うとともに、必要な知識及び技能の習得の支援を行います。

施 策 の 項 目
13 互いに支え合う家庭生活に関する意識の啓発
14 男女が協力し、責任を担っていくための情報及び学習機会の提供

ロ 育児及び介護に関する社会的支援の充実

育児及び介護を社会全体で支えていくための機運の醸成及び体制の整備を図るとともに、利用者のニーズを踏まえた多様で質の高い保育サービスの整備・充実及び適正で質の高い介護サービスの提供を推進します。

施 策 の 項 目
15 地域の子育て支援サービスの充実及び子育て支援を進める県民運動の展開
16 介護を地域で支える制度及び体制の整備
17 育児及び介護に関する情報提供及び相談・支援体制の整備

ハ 配偶者間暴力（DV）の根絶

平成21年3月に策定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画（改定版）」に基づき、暴力を許さない社会の形成、被害者の相談・保護体制の充実、被害者の自立に向けた支援等の各種施策を、関係機関と連携を図りながら協力して実施します。

施 策 の 項 目
18 被害者の相談・保護体制の充実
19 被害者の自立に向けた支援及び情報提供

ニ 生涯を通じた心と体の健康づくりへの支援

いわゆる核家族化及び少子化が進行する中、地域において安心して安全に妊娠・出産ができるための支援体制を充実します。また、男女が、生涯にわたり、健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるよう健康のための教育及び相談体制を充実させます。特に、女性については、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等の各時期に応じた健康を保持し、かつ、増進できるようこれらを行います。

施 策 の 項 目	
20	生涯を通じた健康の保持及び増進の支援
21	妊娠・出産期における母子の健康の確保の推進
22	「性と生殖に関する健康と権利」の考え方の浸透・定着

3 学校教育における男女共同参画の実現 — 共生及び自立の心を育む —

(1) 現状及び課題

第1次基本計画における関連指標の状況

項 目	第1次基本計画策 定時(平成14年)	現況値(平成21年度 又は平成22年4月)	目標・予測指標 (平成22年度)
スクールカウンセラーを配置している 中学校の数	107校	213校(全校)	221校(全校)

(参考指標)

項 目	第1次基本計画策定時 (平成14年)	現況値(平成21年度又は 平成22年4月)
県立高校の共学化率 (全日制県立高校(本校・分校)のうち、男女 募集を行う学校数の割合)	73%	100%(69校全校)
男女混合名簿導入率	公立小学校 80% 公立中学校 45% 県立高校 34%	公立小学校 88% 公立中学校 49% 県立高校 41%

イ 県立高等学校のいわゆる共学化については、関係者の理解を得ながら推進され、平成22年度までに、全ての県立高等学校(69校)で達成されました。

ロ 学校を取り巻く環境が複雑化することにより、いじめ、不登校など問題が深刻化する中、生徒の心身の悩みに対応するため、公立の中学校及び全ての県立高等学校にスクールカウンセラーが配置されています。

ハ 児童・生徒が、性別にかかわらず、主体的に進路を選択する能力を身につけ、かつ、幅広い分野でその能力及び個性を発揮するため、児童・生徒における男女共同参画に関する理解を促進していく必要があります。

ニ 社会経済情勢及び労働環境が急速に変化する中、未来を担う若い世代の人たちが、職業、結婚、出産等を見据えた自身のキャリア形成ができるような情報提供・意識の啓発が求められています。

ホ 健康及び性に関する情報が氾濫する中、男女が互いに自身の身体について理解し、かつ、適切に管理することができるよう、適切な健康のための教育及び性教育を進めていく必要があります。

(2) 基本目標

学校教育が人間の意識及び価値観の形成に果たす役割は大きいことから、学校教育の場で人権の尊重を基盤とし、男女共同参画に関する理解を促進していくよう努めます。また、変化する社会経済情勢及び労働環境に対応することにより、適切な進路又は職業を選択することができるような情報提供・意識の啓発を推進します。

(3) 男女共同参画の推進に関する施策の方向

イ 男女共同参画に関する理解の促進

学校教育において、人権及び男女共同参画に関する意識を高め、かつ、自立の意識を育む教育・学習の一層の充実を図るとともに、人とのかかわりを重視した学習の充実を推進することにより、コミュニケーションの基盤となる、的確に理解し、及び表現する能力並びに互いの立場及び考えを尊重して伝え合う能力を育成します。また、教職員、保護者等の男女共同参画に関する理解を深める意識の啓発等の取組を促進します。

施 策 の 項 目	
23	人権及び男女共同参画に関する意識の醸成に配慮した指導及び学校運営
24	人とのかかわりを重視した学習及び相談体制の充実
25	教職員、保護者等の男女共同参画に関する理解の促進

□ キャリア形成を支援する情報提供・意識の啓発

性別にかかわらず、将来、「社会人・職業人」として自立する上で必要な能力及び態度を育むとともに、自己の適性等を理解し、及び主体的に進路を選択する能力及び態度を育成する取組を小学校、中学校及び高等学校を通じて進めます。

施 策 の 項 目	
26	小学校、中学校及び高等学校を通じた「志教育」の推進

ハ 健康のための教育の推進

児童・生徒の様々な心身の問題に対応するため、学校における健康のための教育の充実を図るとともに、児童・生徒がそれぞれの健康及び性に関する正しい知識及び情報を身に付けられるよう、発達段階に配慮しながら取り組んでいきます。

施 策 の 項 目	
27	児童・生徒の心身の健康を保つ学校保健の充実
28	健康及び性に関する教育の充実

4 職場における男女共同参画の実現 — 女性の活躍は企業の誇り —

(1) 現状及び課題

第1次基本計画における関連指標の状況

項 目	第1次基本計画策 定時(平成14年)	現況値(平成21年度 又は平成22年4月)	目標・予測指標 (平成22年度)
放課後児童クラブの整備率※ (設置箇所÷小学校区数)	39.4%	72.7%	50%
ファミリー・サポート・センター設置数	3箇所	12箇所	8箇所
育児休業取得率	男性 0.3% 女性 64.0% (平成14年全国数値)	男性 1.72% 女性 85.6% (平成21年全国数値) 男性 4.1% 女性 75.8% <small>(平成21年宮城県労働実態調査結果)</small>	男性 10% 女性 80%

注) ※は、仙台市以外の地域を対象とした数値

イ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。)の施行後、賃金、昇進などに係る男女間の格差は是正されつつありますが、解消に至っていません。また、女性及び若い世代を中心に「非正規雇用」の割合が増加し続けています。職場における男女の均等な機会及び待遇を実質的に確保するとともに、女性の地位の向上、職域の拡大、職業能力の向上等、女性の参画を促進する取組(ポジティブ・アクション)を引き続き進めていく必要があります。

ロ 出産又は育児のために仕事を辞める女性は依然として少なくありませんが、女性の意識の変化及び厳しい経済状況を反映し、働くことを希望する女性が増えています。女性が職業生活を継続していくことができるよう、保育所などの社会的インフラの整備を進めるとともに、一旦仕事を離れた女性の再チャレンジへの支援が求められています。

ハ 少子・高齢化が進展する中、育児・介護休業制度についての法整備等が進められていますが、職場によっては、育児休業、介護休業等を取得し難い雰囲気があること及び育児をしながらの就業が困難な環境も指摘されています。男性の育児休暇の取得の促進など、育児と就業とを両立することができる職場環境を確立するとともに、長時間労働の削減、有給休暇の取得促進など、従来の働き方を見直し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を図っていくことが必要です。このことが、家庭における教育環境の改善にも資することが期待されるところです。

ニ 経済状況及び雇用環境の悪化により、世帯の所得は減少する傾向にあります。特に、母子家庭など「ひとり親家庭」の貧困の問題が顕在化・深刻化しており、「ひとり親家庭」の自立に向けた支援が必要です。

ホ 職場でのセクシュアル・ハラスメントは、依然として、多数発生しているため、その対策には、粘り強く取り組んでいく必要があります。

(2) 基本目標

就業は、生活を支える基本的な要素であるため、男女が共に生き生きと働き続けることができる就業環境づくりを進めていくことが必要です。また、少子・高齢化及びライフスタイルの多様化が進展する中、仕事と生活の調和の実現に向け、多様で柔軟な働き方を選択することができるような制度の整備及び働き方の見直しに関する意識の啓発を進めます。

(3) 男女共同参画の推進に関する施策の方向

イ 職場における均等な機会及び待遇の確保並びに女性の参画の促進

職場において、男女の均等な機会及び待遇を実質的に確保することにより、女性が能力を十分に発揮できるよう、男女雇用機会均等法の理解及び遵守を促進します。また、女性の採用、職域の拡大、管理職への登用等について、情報提供、認証・表彰制度等により、事業者に対し積極的な取組を働きかけます。

施 策 の 項 目	
29	関係法令の周知徹底及びセクシュアル・ハラスメント防止対策の促進
30	労働相談・情報提供体制の充実
31	女性の参画を促進する取組（ポジティブ・アクション）の普及啓発及び情報提供

ロ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

多様な働き方を選択することができるような労働環境の整備、長時間労働の抑制等働き方の見直し、男性の育児への参画など各分野において、仕事と生活の調和に関する意識の啓発を広く進めていきます。また、男女が共に働きやすい環境の整備及び保育・介護サービスなど社会的支援体制の充実を促進します。

施 策 の 項 目	
32	育児・介護休業制度の普及拡充及び育児・介護休業制度を利用しやすい環境づくりの促進
33	仕事と生活の調和及び働き方の見直しに関する意識啓発
34	仕事と家庭の両立を支える各種支援制度の普及の促進

ハ 職業能力開発の支援

国等関係機関と連携し、就業を希望する女性が職業能力を開発するための機会及び情報の提供を充実させます。また、出産、育児等により一旦仕事を離れた女性の再就職を支援するとともに、平成22年度に策定する「第Ⅱ期新宮城県ひとり親家庭自立促進計画」に基づき、引き続き、経済的に厳しい「ひとり親家庭」において子育てをする者の就業及び自立に関する支援に取り組みます。

施 策 の 項 目	
35	職業能力の開発の機会及び情報の提供

36 再就職を希望する女性及び多様な勤務・就業形態の女性労働者の支援

37 「ひとり親家庭」において子育てをする者の就業及び自立の支援

5 農林水産業・商工自営業における男女共同参画の実現 ー共に働き、輝きある暮らしー

(1) 現状及び課題

第1次基本計画における関連指標の状況

項 目	第1次基本計画策 定時（平成14年）	現況値（平成21年度 又は平成22年4月）	目標・予測指標 （平成22年度）
農協正組合員に占める女性の割合	19.3% （平成13年）	23.0%	25%
農協役員に占める女性の数	3人 （平成13年）	8人 （農協単位0.6人）	農協単位に理事 2人以上
漁協正組合員に占める女性の割合	3% （平成13年）	0.06% 平成21年3月末現在	5%
漁協役員に占める女性の数	3人 （平成13年）	0人 平成21年3月末現在	5人以上
農山漁村の女性の起業活動件数	297件 （平成13年）	424件	* 413件
家族経営協定を締結した農家数	301戸	564戸	710戸
商工会役員に占める女性の数	88人 （平成13年）	59人 （商工会単位1.6人）	商工会単位に 役員2人以上

注）＊は、当初の目標・予測指標が315件であったが、平成16年度に達成されたため、上方修正している。

イ 農林水産業・商工自営業における男女共同参画は徐々に進展していますが、農業協同組合及び漁業協同組合の組合員^{注1)}及び役員、商工会の役員などへの女性の参画は、依然として低い割合に留まっており、経営活動及び方針決定の場への参画は進んでいません。

ロ 農業経営等において、家族の構成員が互いに対等な立場で快適に働くために、「家族経営協定^{注2)}」締結は重要であるところ、その締結件数は、年々着実に増加はしていますが、目標値に達しておらず、農業経営における男女共同参画の環境整備に向け、一層の普及啓発を図っていく必要があります。

ハ 女性は、アグリビジネスの分野で重要な役割を担っていること、及び他の産業・分野においても、女性の視点及び経験を活かした事業化のニーズが多いと考えられることから、起業しようとする女性への情報提供及び起業した女性への支援を充実させていくことが求められます。

注1) ここでいう組合員は、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第12条第1項第2号から第4号までに掲げる者又は同条第2項第2号若しくは第3号に掲げる者、及び水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第18条第5項に掲げる者を除く者を指す

注2) 家族経営協定：家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの

(2) 基本目標

女性は、農林水産業・商工自営業その他の事業の重要な担い手であることから、女性に対等なパートナーとして経営活動及び方針決定に関わっていくための意識の啓発及び環境整備を促進します。また、女性の視点及び経験を生かすとともに、多様で柔軟な働き方のニーズに対応するため、起業に関する情報提供及び支援を推進します。

(3) 男女共同参画の推進に関する施策の方向

イ 経営への女性の参画促進

農林水産業・商工自営業の経営及び方針決定過程への女性の参画を促進するための啓発活動、研修等を実施します。また、家族経営協定の締結促進など、男女が対等な立場で快適に働くための環境整備を進めます。

施 策 の 項 目
38 女性の経営参画を促進するための意識啓発及び支援
39 家族経営協定の普及・促進及び労働条件に関する意識啓発

ロ 起業支援

起業に関する知識や情報の提供、起業後の事業運営のフォローなど、起業に関する相談・支援体制を充実させます。

施 策 の 項 目
40 起業に関する情報提供・相談及び支援
41 女性起業家相互間、経営者相互間及び女性起業家と経営者との交流・連携の促進

6 地域における男女共同参画の実現 — 安心して住み続けることができる社会へ —

(1) 現状及び課題

第1次基本計画における関連指標の状況

項 目	第1次基本計画策 定時(平成14年)	現況値(平成22年 4月1日現在)	目標・予測指標 (平成22年度)
男女共同参画等の名称を冠した窓口を設置 した市町村の割合	15.5%	22.9%	50%
男女共同参画基本計画を策定した市町村の 割合	9.9%	51.4%	50%
みやぎ女性人材開発セミナー受講者数	142人	302人	300人

(参考指標)

項 目	第1次基本計画策定時 (平成14年)	現 況 値 (平成22年4月1日現在)
P T A会長に占める女性の割合	11.6% (公立小中学校, 県立高校, 特殊 教育学校)	16.4% (市町村立小中学校)

イ 市町村男女共同参画基本計画を策定した市町村の割合は50%になり, 男女共同参画に関する地域の取組は徐々に広がりを見せていますが, まだ十分とはいえません。また, 地域により取組状況にばらつきがあります。

ロ P T A, 自治会等の地域活動の場への参画には, 年代及び性別の偏りが見られます。また, 方針決定過程に関わる女性の割合は未だ低い状況にあります。

ハ 民間非営利活動団体(N P O), ボランティア団体等の活動が, 福祉, まちづくり, 環境など, 各分野において重要な役割を果たすようになっていきます。

ニ いわゆる核家族化, 高齢化及びライフスタイルの変化などにより, 地域のつながりが弱まる中, 経済的基盤の弱い高齢者及び障害者, 孤立につながりやすい単身世帯など, 経済面及び家事・健康管理等の生活面での支援を必要とするケースが増加しています。

ホ 経済・社会のグローバル化の進展に伴い, 県でも日本人の配偶者等として暮らす外国人(以下「外国人配偶者等」という。)が増加しています。外国人配偶者等の家庭では, コミュニケーションの問題や文化的背景の違いなどにより, 外国人配偶者等本人の困難はもとより, 家族における問題が増加し, かつ, 複雑化する場合も多いことから, 適切な支援が求められています。

(2) 基本目標

少子・高齢化及び人口の減少が進む中, 地域は, 家庭とともに身近で重要な生活の場であることから, 年代・性別, 障害の有無, 国籍等に関わらず, 全ての県民が安心して住み続けることができる地域づくりを進めます。また, 活力ある豊かな地域社会の実現のために, 県民が, 性別にかかわらず, 様々な地域の活動に積極的に参画し, 共に責任を担っていくような環境整備を推進します。

(3) 男女共同参画の推進に関する施策の方向

イ 市町村における男女共同参画の推進の支援

男女共同参画の意識を県内各地域に広げ、地域の特性及び実情に応じた取組を推進するため、県民にとって身近な市町村が定める市町村男女共同参画基本計画の策定及び男女共同参画推進の取組を支援します。

施 策 の 項 目
42 男女共同参画の推進状況等の情報提供及び市町村の条例・計画策定の支援
43 男女共同参画に関する事業の開催の支援

ロ 地域活動における男女共同参画の促進

P T A、自治会・町内会、各種ボランティアなど様々な活動の場へ、多様な年代の男女の参画が進み、これらの活動の方針決定の場への女性の参画が拡大するよう情報提供及び意識啓発を行います。また、地域を支える民間非営利活動団体（N P O）等各種地域団体の活動を支援するとともに、これらの団体との連携及び協働を推進します。

施 策 の 項 目
44 ボランティア及び地域活動への参画促進のための環境整備
45 N P O等各種地域団体との連携及びその活動の支援

ハ 高齢者、障害者、単身者等の自立支援

高齢者、障害者、単身者等が、地域において経済的・社会的に自立した生活を安心して送ることができるよう、就労支援、生活環境の整備その他必要な支援・サービスの提供を進めます。

施 策 の 項 目
46 社会全体のバリアフリー化の推進
47 就労の支援
48 仲間づくり、生きがいくくり、健康づくり等活動の支援

ニ 国際的な視野及び「多文化共生」の視点の確立

国際社会における男女共同参画の推進の動向及び取組について、情報を収集し、及びそれを県民に提供します。また、平成21年3月に策定された「宮城県多文化共生社会推進計画」に基づき、国籍、民族等の違いにかかわらず、すべての県民の人権が尊重され、かつ、誰もが地域社会に参画することができる「多文化共生」の社会づくりを推進します。

施 策 の 項 目
49 男女共同参画の国際的動向及び取組に関する情報の収集・提供
50 「多文化共生」に関する理解の促進及び外国人県民等の社会活動の参加の促進

第4章 推進体制

基本計画を着実に推進していくため、県の各部局・各機関が一体となって取り組むとともに、国、市町村、県民、事業者、関係団体等との緊密な連携を図り、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に推進します。

1 庁内推進体制の整備

知事を本部長とする宮城県男女共同参画推進本部において、基本計画の進行管理を行い、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表して、男女共同参画の推進に関する施策の着実な推進を図ります。また、職員の男女共同参画に関する意識の啓発に努めます。

2 市町村との連携及び協働

地域の実情に応じた男女共同参画の取組が推進されるよう、市町村との連携及び協働を図り、男女共同参画に関する推進体制の整備、基本計画等の策定等に対する支援、県と市町村及び市町村相互間のネットワークづくりを行います。

3 関係団体との連携及び協働

男女共同参画に関する活動を行っている民間非営利活動団体（NPO）等各種団体の活動を支援するとともに、これらとの連携及び協働を推進します。

4 県民及び事業者との連携

県民及び事業者に対する情報提供を行い、広く男女共同参画の推進を働きかけて事業を展開するとともに、男女共同参画に関する自主的な取組に対する支援を行います。

5 男女共同参画に関する相談及び苦情の適切な処理

男女共同参画に関する県民及び事業者からの相談及び苦情について、「みやぎ男女共同参画相談室」を設置して、必要により関係機関とも連携しながら適切な処理に努めます。

男女共同参画の指標

- ◆ 県行政の指標として達成を目指すこととしているもののみならず、県行政の男女共同参画社会実現に向けた取組の中で、市町村、県民及び事業者との連携の結果として達成が期待され、又は予測される数値をまとめたものです。

項 目	現 況 値 (平成21年度又は平成22年4月1日現在)	目標・予測指標 (平成28年度)
県の審議会等委員における女性の割合	33.9%	40%
市町村の審議会等委員における女性の割合	23.3%	30%
男女共同参画に関わる講座・イベントの開催市町村の割合	62.9%	100%
一時預かり事業(※1)	63か所 —	90か所 91,077日
夜間帯の保育サービス(延長保育事業)(※1)	134か所 5,053人	172か所 5,859人
休日保育事業(※1)	2か所 16人	11か所 388人
地域子育て支援センター事業(※1) 地域子育て支援拠点事業(ひろば型・センター型・児童館型)	68か所	80か所
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)(※1)	222か所 8,049人	237か所 9,354人
ファミリーサポートセンター事業(※1)	11か所	18か所
育児休業取得率 (全国：雇用均等基本調査 / 宮城県：宮城県労働実態調査) ※調査前年度中に本人(男性の場合は配偶者)が出産し、調査時点までに育児休業を開始した者の割合	男性 1.72% 女性 85.6% (平成21年全国数値) 男性 4.1% 女性 75.8% (平成21年宮城県)	男性 10% 女性 90%
農協正組合員に占める女性の割合	23.0%	25%
農協役員に占める女性の数	8人 (農協単位0.6人)	農協単位に 理事2人以上
漁協正組合員に占める女性の割合	0.06% 平成21年3月末現在	5%
漁協支所運営委員に占める女性の数	0人 平成21年3月末現在	5人以上
女性農業者起業数(年間販売金額500万円以上)(※2)	81件	100件
家族経営協定締結数(※2)	564経営体	600経営体
男女共同参画基本計画を策定した市町村の割合	51.4%	70%

(※1) は、「新みやぎ子どもの幸福計画(後期計画)」に定める現況値・目標事業量で、仙台市の数値を含まない。

(※2) は、「みやぎ食と農の県民条例基本計画」に定める基準値及び中間年(平成27年)目標指標

◆ 上記の指標に加えて、次の項目について把握し、広く男女共同参画の推進状況の参考とします。

項 目	現 況 値 (平成21年又は平成22年4月1日現在)
社会全体における男女の地位が平等と答えた割合 (内閣府「男女共同参画に関する世論調査」)	男性 29.2% 女性 18.0% (全国数値)
県の管理職に占める女性の割合(知事部局) (男性職員に占める男性管理職の割合 / 女性職員に占める女性管理職の割合)	4.0% (15.3% / 2.2%)
市町村の管理職に占める女性の割合 (男性職員に占める男性管理職の割合 / 女性職員に占める女性管理職の割合)	13.9% (16.4% / 4.0%)
小学校・中学校・高校の管理職に占める女性の割合 (男性教員に占める男性管理職の割合 / 女性教員に占める女性管理職の割合) ※ 公立小学校・公立中学校は仙台市を含む ※ 県立高等学校は県立特別支援学校を含む	公立小学校 15.7% (21.2% / 3.0%) 公立中学校 8.8% (14.8% / 1.8%) 県立高等学校 6.3% (6.6% / 1.0%)
家事・介護・看護・育児に係る生活時間 (総務省「社会生活基本調査」)	男性有業 18分 男性無業 42分 女性有業 2時間18分 女性無業 3時間33分 (平成18年全国数値)
企業の役職者に占める女性の割合 (男性労働者に占める男性役職者の割合 / 女性労働者に占める女性役職者の割合) *労働者は、役職者(部長級、課長級、係長級)と非役職者の計 (厚生労働省「賃金構造基本統計調査」 / 企業規模100人以上)	係長級以上の役職者 9.2% (22.5% / 5.3%) 部長級 4.9% (4.6% / 0.5%) 課長級 7.2% (9.9% / 1.8%) 係長級 13.8% (8.0% / 2.9%) (全国数値)
自治会長(町内会長・区長)に占める女性の割合	3.5%

参 考 資 料

- I 宮城県男女共同参画審議会委員名簿
- II 宮城県男女共同参画基本計画（第2次）策定経緯
- III 男女共同参画に関する動き
 - （1）国際婦人年以降の国内外の動き（年表）
 - （2）宮城県の動き
- IV 宮城県男女共同参画推進条例
- V 男女共同参画社会基本法

I 宮城県男女共同参画審議会委員名簿

(平成22年11月2日(答申)現在, 五十音順, 敬称略)

氏 名	職 名	備 考
阿 部 秀 保	東松島市長	
○ 安 藤 ひろみ	医療法人社団良仁会 ウィメンズクリニック金上副院長	
伊 藤 吉 里	社団法人宮城県経営者協会事務局長	
小田中 直 樹	東北大学大学院経済学研究科教授	会 長
○ 金 子 忠 良	公募委員	
菅 野 育 男	仙台農業協同組合代表理事専務	
○ 今 野 彩 子	株式会社ユーメディア取締役	
○ 佐 藤 孝 子	東松島市立浜市小学校校長	
○ 菅 原 真 枝	東北学院大学教養学部准教授	副会長
◎ 高 木 龍 一 郎	東北学院大学法学部教授(法学部長)	
田 澤 ひろ美	公募委員	
原 田 俊 男	宮城労働局雇用均等室長	
○ 榎 石 多 希 子	仙台白百合女子大学人間学部教授	副会長

◎：基本計画(第2次)検討部会長 ○：同部会委員

Ⅱ 宮城県男女共同参画基本計画（第2次）策定経緯

平成21年12月25日	第1回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 審議会へ諮問 ○ 基本計画検討部会の設置 ○ 部会委員指名
平成22年2月22日	第1回審議会基本計画 （第2次）検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現計画の検証 ○ 第2次計画の構成検討
平成22年3月19日	第2回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委員委嘱／部会委員指名 ○ 第2次計画の構成検討
平成22年4月20日	第2回審議会基本計画 （第2次）検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2次計画骨子案検討
平成22年5月26日	第3回審議会基本計画 （第2次）検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2次計画答申中間案検討
平成22年6月16日	第4回審議会基本計画 （第2次）検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2次計画答申中間案検討
平成22年7月14日	第3回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2次計画答申中間案検討
平成22年7月27日 ～8月26日	県民の意見提出手続 （パブリックコメント）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2次計画答申中間案に対する意見募集
平成22年8月 3日・4日・5日	説明会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内3か所（大崎・石巻・仙台）
平成22年9月9日	第5回審議会基本計画 （第2次）検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民意見等に対する考え方の検討 ○ 第2次計画答申案検討
平成22年10月12日	第4回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民意見等に対する考え方の検討 ○ 第2次計画答申案検討
平成22年11月2日	答申	<ul style="list-style-type: none"> ○ 審議会から答申
平成22年11月30日	男女共同参画施策推進本部幹事会・主管課長会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2次計画案検討
平成22年12月27日	男女共同参画施策推進本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2次計画案決定
平成23年2月14日	県議会（平成23年2月定例会）に議案提出	
平成23年3月	県議会で可決 公表	

Ⅲ 男女共同参画に関する動き

(1) 国際婦人年以降の国内外の動き(年表)

	国 連	日 本	宮城県
1975年 (昭和50年)	国際婦人年(目標:平等, 発展, 平和) 国際婦人年世界会議(メキ シコシティ) 「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催	
国 連 婦 人 の 十 年	1976年 (昭和51年)		女性行政窓口を生活環境部 県民課に設置
	1977年 (昭和52年)		「国内行動計画」策定
	1979年 (昭和54年)	国連第34回総会「女子差 別撤廃条約」採択	
	1980年 (昭和55年)	「国連婦人の十年」中間年 世界会議(コペンハーゲ ン) 「国連婦人の十年後半期 行動プログラム」採択	宮城県婦人関係行政推進庁 内連絡会議設置
	1981年 (昭和56年)		「国内行動計画後期重点目標」策 定 生活福祉部婦人青少年課設 置 女子差別撤廃条約批准促進 の意見書県議会採択 宮城県婦人問題懇談会発足
	1983年 (昭和58年)		宮城県婦人問題懇談会より 提言
	1984年 (昭和59年)		「みやぎ婦人施策の方向ー 21世紀への助走ー」策定
	1985年 (昭和60年)	「国連婦人の十年」ナイロ ビ世界会議 (西暦2000年に向けて の)「婦人の地位向上のた めのナイロビ将来戦略」採 択	「国籍法」の改正 「男女雇用機会均等法」の公布 「女子差別撤廃条約」批准
1986年 (昭和61年)		婦人問題企画推進本部拡充:構成 を全省庁に拡大 婦人問題企画推進有識者会議開催	
1987年 (昭和62年)		「西暦2000年に向けての新国内 行動計画」策定	

	国 連	日 本	宮城県
1990 年 (平成 2 年)	国連婦人の地位委員会拡 大会期 国連経済社会理事会「婦人 の地位向上のためのナイ ロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う 勧告及び結論」採択		「みやぎ婦人施策推進基本 計画－男女共同参加型社会 の形成をめざして－」策定
1991 年 (平成 3 年)		「育児休業法」の公布	
1992 年 (平成 4 年)			生活福祉部女性政策課設置 宮城県女性行政推進庁内連 絡会議設置 宮城県女性問題懇談会設置
1993 年 (平成 5 年)			環境生活部女性政策課に組 織改正
1994 年 (平成 6 年)		男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置（政令） 男女共同参画推進本部設置	宮城県女性問題懇談会より 提言
1995 年 (平成 7 年)	第 4 回世界女性会議－平 等、開発、平和のための行 動（北京）「北京宣言及び 行動綱領」採択	「育児休業法」の改正（介護休業 制度の法制化）	
1996 年 (平成 8 年)		男女共同参画推進連携会議（えが りてネットワーク）発足 「男女共同参画 2000 年プラン」 策定	宮城県男女共同参画推進委 員会設置
1997 年 (平成 9 年)		男女共同参画審議会設置（法律） 「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布	
1998 年 (平成 10 年)			宮城県における男女共同参 画社会の実現に向けての推 進策並びに宮城県女性行動 計画について答申（宮城県男 女共同参画推進委員会） 「みやぎ男女共同参画推進 プラン」策定
1999 年 (平成 11 年)		「男女共同参画社会基本法」公布、 施行	女性青少年課設置 男女共同参画施策推進本部

	国 連	日 本	宮城県
		「食料・農業・農村基本法」公布、施行	設置
2000年 (平成12年)	国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画」閣議決定	
2001年 (平成13年)		男女共同参画会議設置 男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 第1回男女共同参画週間 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定	男女共同参画推進課設置 「宮城県男女共同参画推進条例」公布、施行 宮城県男女共同参画審議会設置
2002年 (平成14年)		アフガニスタンの女性支援に関する懇談会設置	
2003年 (平成15年)		「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 「少子化社会対策基本法」公布、施行 女子差別撤廃条約実施状況第4回・第5回報告審議 「次世代育成支援対策推進法」公布、施行	宮城県男女共同参画基本計画について答申(宮城県男女共同参画審議会) 「宮城県男女共同参画基本計画」策定
2004年 (平成16年)		「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	
2005年 (平成17年)	国連「北京+10」世界閣僚級会合(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	「新みやぎ子どもの幸福計画(宮城県次世代育成支援行動計画)」前期計画策定
2006年 (平成18年)		「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 「男女雇用機会均等法」改正 東アジア男女共同参画担当大臣会合開催	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」策定

	国 連	日 本	宮城県
		「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	
2007年 (平成19年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略とりまとめ 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	
2008年 (平成20年)		「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出	
2009年 (平成21年)		「次世代育成支援対策推進法」改正 「育児・介護休業法」改正	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」改定 共同参画社会推進課設置
2010年 (平成22年)	国連「北京+15」記念会合（ニューヨーク）	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」新合意 「男女共同参画基本計画（第3次）」閣議決定	「新みやぎ子どもの幸福計画（宮城県次世代育成支援行動計画）」後期計画策定 宮城県男女共同参画基本計画（第2次）について答申（宮城県男女共同参画審議会）
2011年 (平成23年)			「宮城県男女共同参画基本計画（第2次）」策定

(2) 宮城県の動き

- 庁内組織について
 - ・1976年(昭和51年), 女性行政の窓口を生活環境部県民課に設置。
 - ・1981年(昭和56年), 女性行政の窓口を青少年課に移管し, 課名を婦人青少年課と改めるとともに, 婦人対策係を設置。
 - ・1992年(平成4年), 生活福祉部に女性政策課を設置。(1993年(平成5年)環境生活部に組織改正。)
 - ・1999年(平成11年), 課名を女性青少年課に改める。
 - ・2001年(平成13年), 男女共同参画社会の実現を推進するために, 男女共同参画推進課を設置。
 - ・2009年(平成21年), 男女共同参画推進課, NPO活動促進室及び青少年課を統合し, 共同参画社会推進課を設置。

- 庁内連絡会議について
 - ・1980年(昭和55年), 庁内の女性行政関係課で構成する「宮城県婦人関係行政推進庁内連絡会議」を設置。
 - ・1992年(平成4年), 「宮城県婦人関係行政推進庁内連絡会議」を「宮城県女性行政推進庁内連絡会議」に改める。
 - ・1999年(平成11年), 「男女共同参画施策推進本部」(本部長:知事)を設置。

- 諮問機関, 懇談会について
 - ・1981年(昭和56年), 「宮城県婦人問題懇談会」が発足。
 - ・1983年(昭和58年), 「宮城県婦人問題懇談会」が, 「婦人の地位向上, 能力開花, 社会参加と新しい家庭の創造」を目指した提言をとりまとめ。
 - ・1992年(平成4年), 「宮城県婦人問題懇談会」を改称し, 「宮城県女性問題懇談会」を設置。
 - ・1994年(平成6年), 「宮城県女性問題懇談会」が, 「宮城県の審議会等における女性人材の積極的登用」に関する提言をとりまとめ。
 - ・1996年(平成8年), 「宮城県女性問題懇談会」を改称し, 「宮城県男女共同参画推進委員会」を設置。
 - ・2001年(平成13年), 「宮城県男女共同参画推進条例」に基づき, 「宮城県男女共同参画審議会」を設置。

- 計画について
 - ・1984年(昭和59年), 「みやぎ婦人施策の方向—21世紀への助走—」(昭和59年度~昭和65年度(平成2年度))を策定。
 - ・1990年(平成2年), 「みやぎ婦人施策推進基本計画—男女共同参加型社会の形成をめざして—」(平成2年度~平成12年度)を策定。
 - ・1998年(平成10年), 「みやぎ男女共同参画推進プラン」(平成10年度~平成17年度)を策定。

- ・2003年（平成15年），宮城県男女共同参画推進条例に基づき，「宮城県男女共同参画基本計画」（平成15年度～平成22年度）を策定。
 - ・2011年（平成23年），宮城県男女共同参画推進条例に基づき，「宮城県男女共同参画基本計画（第2次）」（平成23年度～平成28年度）を策定。
- 条例について
- ・2001年（平成13年）7月，「宮城県男女共同参画推進条例」を制定，同年8月施行。
 - ・2003年（平成15年），一部改正（計画の策定，変更又は廃止に係る議会の議決）。

IV 宮城県男女共同参画推進条例

平成13年7月5日

宮城県条例第33号

すべての個人は性別にかかわらず、人として平等な存在であり、男女は、その違いを認めつつ、互いの人権を十分に尊重しなければならない。

宮城県においては、男女平等の実現に向けて、男女共同参画推進プランの策定をはじめ、様々な取組みがなされてきた。しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行が存在している現況から、あらゆる分野での男女平等と男女共同参画社会の実現を目指すには、県、県民及び事業者が一体となり総合的に取り組むことが重要である。

少子高齢化の進展等社会経済構造の急激な変化が進む中で、県民が真に豊かで、安心とゆとりのある生活を実現していくためには、男女が共にその個性と能力とを十分に発揮できる環境が整備されなければならない。男女が、性別にとらわれることなく、共に対等な立場に立って、労働、家庭生活、地域活動などをバランスよく営むことができる新しい生活文化を創造することこそが、今強く求められている。

すべての県民の人権が平等に保障され、男女が共に責任を分かちあう社会を構築していくため、男女共同参画社会の早期実現を目指すことを決意し、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、宮城県（以下「県」という。）、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進し、もって新しい生活文化を創造し、真に豊かで活力のある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受でき、かつ、共に責任を担うべきことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- 三 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女が平等に個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別によっていかなる差別的な扱いも受けないこと、あらゆる分野において男女が共に個人としての能力を均等に発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることなどを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、固定的な性別役割分担意識に基づく制度又は慣習その他の社会的制約が、男女の主体的で自由な活動の選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動と社会生活における諸活動に積極的かつ平等に参加し、両立できることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、男女の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、配偶者間その他の男女間におけるあらゆる暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を著しく与える行為をいう。以下同じ。）の根絶を旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進は、国際社会の目指すべき理想の一つであることにかんがみ、広く世界に向けた視野に立って積極的に行われなければならない。

（県の責務）

- 第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、男女共同参画の推進に当たり、市町村、県民及び事業者と連携及び協働して取り組むよう努める。
 - 3 県は、市町村に対し、男女共同参画の推進に関する計画の策定や施策等に関し、技術的な助言、情報の提供その他の必要な措置を積極的に講ずるよう努める。
 - 4 県は、第1項に規定する施策を推進するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置その他の措置を講ずるよう努める。

（県民の責務）

- 第5条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野の活動に自ら積極的に参画するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

- 第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組み、男女が共同して事業活動に参画することができる体制及び職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

（男女共同参画推進のための基本計画）

第7条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定する。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定める。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、宮城県男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

5 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表する。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（男女の均等な登用の推進等）

第8条 県は、附属機関を組織する委員その他の構成員の選任に当たっては、[附属機関の設置及び構成員の選任等に関する条例（平成12年宮城県条例第113号）第3条](#)の規定に基づき、男女の均等な登用に努めなければならない。

2 県は、男女共同参画社会の推進のための教育や研修の機会を充実し、人材の養成に努めるとともに、女性の人材に関する情報を積極的に収集、活用又は提供するよう努めなければならない。

（男女の共生教育の推進）

第9条 県は、男女が生涯にわたって共に明るく生きがいのある社会を構築するために、あらゆる教育の場を通じて人権尊重の精神を基盤とした個人の尊厳、男女平等、男女相互の理解と協力についての意識をはぐくむよう努める。

（農林水産業及び自営の商工業の分野における男女のパートナーシップの確立）

第10条 県は、農林水産業及び自営の商工業の分野において女性が主体性を活かし、その能力を十分に発揮し、正当な評価を受け、対等な構成員として方針の立案及び決定の場に参画する機会が確保される社会を実現するため、必要な環境整備を推進する。

第3章 男女の精神的・身体的権利侵害と差別の禁止

（性別による権利侵害の禁止）

第11条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、あらゆる場において、つきまとい等及びストーカー行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定するつきまとい等及び同条第2項に規定するストーカー行為をいう。）を行ってはならない。

4 何人も、あらゆる場において、男女間における暴力的行為を行ってはならない。

（公衆に表示する情報に関する留意）

第12条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による役割分担の固定化又は女性に対する暴力的行為を助長し、又は連想させる表現を行わないよう努めなければならない。

第4章 男女共同参画の推進体制

（拠点施設の整備）

第13条 県は、配偶者間その他の男女間における暴力的行為の被害者の保護及び支援並びにセクシュアル・ハラスメントの被害者からの相談への適切な対応等、当該被害者の自立を総合的に支援する拠点施設を整備する。

（調査研究）

第14条 県は、男女共同参画の推進に関する施策、社会における制度又は慣行が及ぼす影響及び男女共同参画の推進を阻害する問題に関して必要な調査研究を行い、その成果を男女共同参画の推進に関する施策に適切に反映させるよう努めなければならない。

（民間非営利活動団体との連携及び協働）

第15条 県は、男女共同参画社会の実現のため、民間非営利活動団体（[宮城県の民間非営利活動を促進するための条例（平成10年宮城県条例第36号）第2条第2項](#)に規定する民間非営利活動団体をいう。以下同じ。）との連携及び協働を図る。

2 県は、民間非営利活動団体が行う男女共同参画に貢献する活動について、支援及び促進を図る。

（年次報告）

第16条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

第5章 相談及び苦情処理

第17条 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に関する県民又は事業者からの相談の適切な処理に努める。

2 知事は、県が実施する男女共同参画に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する県民又は事業者からの苦情の適切な処理に努める。

3 知事は、第1項の相談及び第2項の苦情を処理するため、男女共同参画相談員（以下「相談員」という。）を置く。

4 相談員は、次に掲げる事務を行う。

一 県民又は事業者からの相談及び苦情に応ずること。

二 前号の相談及び苦情を処理するために必要な調査、指導及び助言を行うこと。

5 相談員は、前項の事務を行うに当たり、必要に応じて、関係行政機関と連携するものとする。

第6章 宮城県男女共同参画審議会

(宮城県男女共同参画審議会)

第18条 基本計画その他男女共同参画に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、知事の附属機関として宮城県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第19条 審議会は、知事が任命する委員20人以内で組織する。

- 2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。
- 3 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 6 会長に事故があるときは、副会長が、その職務を代理する。

(会議)

第20条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第21条 専門の事項を調査するために必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員の任期は、専門の事項に関する調査が終了するまでとする。

(運営事項の委任)

第22条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第7章 雑則

(規則への委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年8月1日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和28年宮城県条例第69号）の一部を次のように改正する。
別表に次のように加える。

宮城県男女共同参画審議会の委員及び専門委員	出席一回につき 11,700円	8級
-----------------------	-----------------	----

附 則（平成15年条例第1号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行し、同日以降の計画の策定、変更又は廃止について適用する。

V 男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）

改正 平成11年7月16日法律第102号

同 11年12月22日 同 第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第2条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成13年1月6日）

1 略

2 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

1 から10まで 略

11 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成11年12月22日法律第160号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

宮城県男女共同参画基本計画（第2次）

印刷・発行 平成23年3月

編集 宮城県環境生活部共同参画社会推進課

980-8570 仙台市青葉区本町 3-8-1

TEL 022-211-2568

FAX 022-211-2392

ホームページアドレス <http://www.pref.miyagi.jp/kyosha/danjyo-top.htm>